

令和6年度長崎県デジタル力向上支援事業費補助金 ～よくあるお問い合わせ～

令和6年2月1日作成／令和6年4月3日改定

【1. 補助金制度】

Q1-1 補助金の目的は

A1-1 原油価格や物価高騰などの影響を受けている県内中小企業者等が、デジタルを活用できる人材の育成やIT機器・デジタルツールを導入する事業を支援することにより、生産性向上や業務効率化を促進し、賃上げなど労働環境改善につなげることを目的としています。

Q1-2 補助金の対象者は

A1-2 県内に主たる事業所を置いて事業を営む中小企業者等(中小企業支援法第2条第1項各号に規定)が対象です。

その他要件は「申請の手引き」の「2 補助対象者」もご参照ください。

中小企業者(中小企業支援法第1項第1号及び第2号)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす会社又は個人)	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
① ②～④以外	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

政令で定める業種(中小企業支援法第1項第3号)

業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業等	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

Q1-3 複数の事業所(店舗、事務所、支店等)を運営しているが、事業所単位で申請できるか

A1-3 できません。1事業者あたり1申請となります。

Q1-4 昨年、県の他の補助金を受けたが申請できるか

A1-4 本事業は原油価格や物価高騰などの影響を受けている多くの事業者を対象としていることから、県が令和5年度に実施した、デジタル人材育成を目的とする以下の補助金を受けた事業者は、申請することはできません。

- ・ デジタル力向上支援事業補助金
- ・ 宿泊施設 DX 人材育成等支援事業費補助金
- ・ 水産業デジタル力向上支援費補助金
- ・ 介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金

Q1-5 国・県・市町等の補助金と併用できるか

A1-5 同一の補助対象事業(講座受講、機器導入)に対して、国・県・市町が実施する他の補助金と併用して交付を受けることはできません。

Q1-6 本社が県外であっても、補助金の対象となるのか

A1-6 県内に主たる事務所、事業所を置く中小企業者等が対象となります。県内の事務所、事業所が担当となって、申請してください。対象となる経費は、県内の事業所、事務所にて実施する経費のみとなります。(県内に勤務する従業員の人材育成、及び県内拠点にて導入・使用する機器やツール等)

※商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は支店等、事業活動拠点として確認できる場所等を指します。

Q1-7 なぜ「みらデジ」経営診断の実施が申請要件なのか

A1-7 国が提供する経営課題チェックツール「みらデジ」は、簡単に体系的な診断ができ、自社の現状分析や同業他社との比較など有用なデータが得られることから、より効果的に本補助金が活用されることを想定して、要件としています。

デジタル化による業務効率化は、1つのシステムを入れるだけでも効果はありますが、現状分析を行い、将来的なあり方を考えたうえで、計画的にデジタル化を図っていくことが全社的な効率化やDXの実現に繋がります。

なお、担当支援機関として「長崎県新産業推進課」を選択いただくことで、県が県内のデジタル化状況を統計的に把握することにより、今後の新たなデジタル化支援施策等の検討に活用させていただきます。

Q1-8 なぜ「パートナーシップ構築宣言」が申請要件なのか

A1-8 補助事業の実施に際しては、パートナーシップ構築宣言を行っていただいたうえで、従業員の労働環境改善を積極的に推進いただくことを趣旨として、要件としています。

パートナーシップ構築宣言は、国が推奨している制度であり、適切な価格転嫁への機運醸成や、サプライチェーン全体の付加価値向上を図ることで、適正な利益の確保に繋がり、ひいては従業員の賃金向上に結び付くことが想定されています。

宣言の内容は、取引先との共存共栄の取組や、取引条件におけるしわ寄せ防止を代表者の名前で宣言し、国のポータルサイトで公表するものです。

Q1-9 パートナーシップ構築宣言のひな形が3月25日に改正されたが、何か対応する必要があるか。

A1-9 申請済の場合は、更新した宣言の再提出は不要です。(国の方では新たなひな形で宣言の更新を推奨しているため、対応をお願いします)

Q1-10 なぜ「Nぴか」認証取得が申請要件なのか

A1-10 「Nぴか」は、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。これまでの自社の取組を通じて、また本補助金の活用によって、さらに働きやすい環境づくりを目指していただきたいことから、要件としています。

「Nぴか」については、県へ申請を行っている状態(認証前)でも本補助金への申請が可能です。

なお、「みらデジ」経営診断は必須ですが、「パートナーシップ構築宣言」と「Nぴか」認証は、どちらか一方の実施で要件を満たします。

Q1-11 講座申込み済など、既に事業着手しているが対象となるか

A1-11 県に補助金交付申請書を提出し、交付決定を受けた後に着手(講座の受講申込、機器取得に係る契約、発注等)した事業が対象となります。

Q1-12 補助金の対象となる講座は

A1-12 ITの知識習得や業務へ活かせる資格取得を目指す講座が対象となります。そのほか、対象講座と認められる要件については、「申請の手引き」の「4(1)2)講座受講経費」をご参照ください。

Q1-13 受講する講座を紹介してもらいたい

A1-13 県から民間企業等が実施する具体的な講座名や実施事業者の紹介はできませんが、長崎県も参画する「ながさき DX 推進プロジェクト」の構成員による補助金対応型の講座を、チラシ又はホームページに掲載しますので、参考にしてください。

(ながさき DX 推進プロジェクト)

<https://nagasaki-dx-project.studio.site/>



また、お近くのパソコン教室でのビジネス講座や、研修サービス等を提供している事業者の講座でも、要件を満たしていれば対象となりますので、提供者に確認のうえ申請してください。

さらに、経済産業省が開設しているポータルサイト「マナビ DX」では、登録されている IT 関連講座の中から、受講料の有料／無料や修了証の有／無など様々な条件を指定して、希望する講座を検索することが可能です。

(マナビ DX)

<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>



Q1-14 なぜ無料の講座は対象にならないのか

A1-14 無料の講座は、例えばオンデマンド型で動画視聴のみの内容など学習効果が限定的なものや、修了証が発行されないなど確実な受講を担保できない恐れがあることから、対象外としています。

Q1-15 講座に標準受講時間の記載がない時はどうすればいいか

A1-15 受講時間が 5 時間以上(休憩時間等を除く。)の講座を対象としていますので、標準受講時間の明記がない講座や、「約3ヶ月」など受講期間のみが記載されている場合は、対象となりません。

Q1-16 オーダーメイド型の講座は対象にならないのか

A1-15 教育内容、カリキュラム、受講形式、受講料などがチラシ、パンフレット、ウェブサイト等により一般に公開されている講座を対象とします。自社で講師を呼び、依頼したカリキュラムで開催するオーダーメイド型の講座や、チラシがあっても一般に周知されていない講座などは対象となりません。

Q1-17 講座の中に、デジタル知識の習得ではない内容が含まれる

A1-17 IT の知識習得に関する講座が補助対象となりますので、内容に IT

(デジタル)に関する講座と見なせない内容が含まれる場合、その部分を除外して算定することとし、特に根拠がある場合を除き、按分により講座の経費や時間を算定します。その場合、補助対象となる部分のみで経費(2万円)や時間(5時間)の要件を満たす必要があります。

Q1-18 複数講座の合算で2万円、5時間の要件を満たしてもよいか

A1-18 合算では要件を満たすことはできません。

補助対象となるためには、1つの講座がそれぞれ経費 2 万円以上、5 時間(休憩時間等を除く。)以上である必要があります。

要件を満たす講座であれば、複数であっても受講した講座の経費が対象となります。

Q1-19 資格取得をカリキュラムに含む講座はどう記載するのか

A1-19 資格取得に要する経費の有無に関わらず、資格取得の欄に名称ほかを記載してください。

取得経費を講座に含む、または無料で付与される資格については、受験費用の欄は「0 円」としてください。

Q1-20 補助金の対象となる IT 機器・ツールの範囲は

A1-20 導入により生産性の向上や業務効率化に資すると認められるもので、PC・タブレット等のハードウェア、ソフトウェア・クラウドシステム等の導入費用のほか、設置やセットアップに係る費用、導入コンサルティング費用等が対象となります。詳しくは、「申請の手引き」の「4(1)4)導入費」をご参照ください。

Q1-21 IT 機器としてドローンは対象になるか

A1-21 ドローンについては、デジタルを活用した業務効率化や生産性向上という趣旨に則り、取得したデータを処理する PC や分析等のソフトウェアと併せて導入する場合に限り対象とし、単にドローン本体及びそのオプション機器等のみの導入は対象外とします。

Q1-22 消費税は補助対象になるのか

A1-22 消費税は補助対象としません。必ず「税抜き」で記載、申請してください。税込み金額のみで税額が明記されていない場合は、税抜き額を計算して記載しますが、本体価格の少数部分は切捨ててください。(四捨五入しないこと)

Q1-23 情報システム関連の企業も申請できるか

A1-23 事務員等の作業効率化を目指した取組や、人材育成により新たなスキルを獲得し、新たな分野や事業に活用する場合は申請可能です。新人教育や開発言語習得のための講座受講や既存業務の範囲内の設備導入等は対象外になります。

【2. 申請手続き】

Q2-1 申請はいつまでできるのか

A2-1 県ホームページやチラシ等で最新の情報をご確認ください。申請状況によっては、申請期間内であっても募集を終了することもありますので、なるべく早く申請をお願いします。

Q2-2 申請書の様式はどこで入手できるのか

A2-2 県の公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

<URL>

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/649600.html>



Q2-3 どこへ申請すればいいのか

A2-3 以下の宛先へ郵送してください。また、インターネットの接続環境を有する方は、郵送と併せて、申請様式のエクセルファイルを電子メールで送付してください。

<申請書の郵送先>

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

長崎県新産業推進課 デジタル力向上支援補助金事務局 宛

<電子ファイルの送付先>

dx-shien@pref.nagasaki.lg.jp

(注) アドレスの末尾はL G. J P (エル・ジー・ジェイ・ピー)

Q2-4 機器、ツール等の見積の取り方は

A2-4 機器・ツール等を購入する場合は、申請書に機器等の見積の添付が必要です。見積は、購入予定先から取得するもののほか、金額等が記載された印刷物(製品カタログやオンライン販売サイトにおける実勢価格が掲載されたもの)でも構いません。

また、経済性の観点から、可能な限り見積は2者以上から取得することとし、やむを得ず1者からしか取得できない場合や、最低価格を提示した者を選定していない場合は、その理由を明らかにした理由書を添付してください。

なお、例外として、見積1件の価格が30万円未満※かつ県内の事業所(本社が県外にある場合も含む)から調達する場合は、1者のみで見積で差し支えありません(選定理由書は必要ありません)。

※見積書の総額や合計金額。ただし、別の見積書でも発行者が同じ場合は1件とみなします

Q2-5 みらデジ経営チェック結果は全ページ提出するのか

A2-5 1~4 ページまでを目安として印刷してください。

なお、申請の手引きに記載のとおり「長崎県新産業推進課」へ申請されていない場合は、申請を求める連絡をさせていただきますので、対応をお願いします。

Q2-5 持参による申請は可能か

A2-5 持参による申請は受け付けておりません。

Q2-6 普通郵便で郵送してよいか

A2-6 申請状況の問合せ対応などができませんので、必ず、簡易書留やレターパックなど追跡ができる方法での郵送をお願いします。

Q2-7 個人事業主の本人確認書類は健康保険証でもよいか

A2-7 申請者の住所、氏名を確認できる書類が必要となりますので、住所の記載のない健康保険証は確認書類にはなりません。

Q2-8 補助金申請の審査にかかる時間は

A2-8 申請が到着した順に審査を行います。申請書に記載された担当者に対して、随時、不足書類や記載内容の確認を行いますので、電話番号やメールアドレスは正確に記入願います。

申請内容にもよりますが、申請書や資料に問題が無い場合、申請書が到着してから1~2ヶ月で審査を完了します。

ただし、記載の不備、書類や資料の不足があった場合は、追加提出や修正の対応がされ、不備が無くなった時点が審査開始となるため、そこから1~2カ月程度の期間を要することとなります。

Q2-9 補助金申請やデジタルがわからないので、社外(第三者)の専門家などに対応を任せてよいか

A2-9 申請に関する問合せや、事務局との連絡調整は、申請者(申請事業者の従業員)が行ってください。

ITベンダーやコンサルタントに、事業計画検討や導入ツールについて相談するなど、専門家のサポートを受けること自体は問題ありませんが、事務局への問合せを含め、補助金申請に関することは、補助金を受ける事業者が責任を持って実施すべき事項です。

申請がはじめての場合など、慣れない・難しい点もありますが、業務のデジタル化と併せて、商工団体等によるサポートの活用、補助を受けるための検討や作業に取り組む機会とすることで、今後の助成制度活用を図っていただければと考えます。

※商工団体以外にも、DX・デジタル化や補助金申請の支援を行う組織について、「申請の手引き」の「9 問い合わせ先等」に記載しています。

Q2-10 採択の方法は

A2-10 申請順に要件を満たすものから採択し、予算額に達した場合は、受付を終了します。なお、補助金を採択したときは「補助金交付決定通知書」を、不採択となった場合には理由を記載のうえ「補助金不交付決定通知書」を郵送します。

Q2-11 変更交付申請が必要な場合とは

A2-11 講座受講や機器導入などの事業目的を申請内容から変更する場合や、事業実施により補助金額が減額となる場合に必要です。なお、事業費が計画より大きくなった場合においても、交付決定額からの増額は認められませんので、変更交付申請は必要ありません。

また、事務の効率化のため、変更交付申請書は、事業完了後に実績報告書と同時に提出してください。

【3. 補助金交付】

Q3-1 補助金の交付にどれくらい時間がかかるのか

A3-1 事業完了後、実績報告書及び請求書を受理してから、書類に一切の不備がなければ、通常1～2ヵ月程度で補助金を振り込みます。なお、年度末は処理が込み合いますので、早めに手続きをお願いします。

Q3-2 事業の着手前に補助金を受け取れないのか

A3-2 今回の補助金においては、事業完了後の支払いとなります。

Q3-3 機器の納期遅れにより、令和7年1月10日までに実績報告書を提出できない場合、補助金は受け取れないのか

A3-3 災害や事故等のやむを得ない事情により期限までの提出が困難であると認められる場合には、お支払いできる可能性がありますので、事務局へご相談ください。

【4. その他】

Q4-1 補助金は課税の対象になるのか

A4-1 課税対象となります。

Q4-2 ドル等で決済する海外サービス等はどう申請すればいいか

A4-2 今回の補助金においては、円で見積及び決済が可能なサービス等だけを補助対象とします。

Q4-3 本補助金を使って導入したものについて注意すべき点は

A4-3 本補助金により取得、導入したものは、趣旨に沿った適切な使用をお願いします。原則として一定の期間、処分(補助事業目的以外での使用、貸付、譲渡、担保提供、廃棄等)はできません。よって、故障等での廃棄も含め他者への譲渡など、目的外の使用は認められません。